

令和2年度 第1回吹田市勤労者福祉共済 運営委員会 会議概要

1 開催日

令和2年8月7日（金）から令和2年8月25日（火）

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による開催としました。

2 出席者

安部委員・安藤委員・井上委員・植田委員・岸原委員・小島委員・
土橋委員・平井委員・松下委員・矢野委員・山口委員

3 議題

<決議議案>

第1号議案 令和元年度事業及び決算報告について

<報告案件>

①勤労者福祉共済条例の改正後について

②コロナ感染症による影響

4 結果

<決議議案>

第1号議案 可決（賛成11名 反対0名）

5 御意見等

添付（別紙）のとおりです。

以上

委員名	意見	事務局案
植田委員	①コロナの影響のため、計画していた福利事業が中止になり残念。	今後、コロナ感染症が収束するまでは、その時々状況に則した福利事業を検討してまいります。
土橋委員	①新型コロナウイルスの影響は、しばらく続くと思われる。福利事業についてはオンラインサービスの利用などの検討が必要。 例えばオンラインフィットネス等。	オンライン上で開催されるイベントも含め、福利事業のあり方について検討を続けてまいります。
	②本委員会について、zoom などを利用したオンライン会議での開催の検討が必要。	市役所では zoom を使用してのオンライン会議が可能です。 各委員の皆様が利用できるオンライン環境を、アンケートにて集約してオンライン開催の検討をさせていただきます。
矢野委員	①コロナ禍が収まるまで、各福利事業の実施を中止し、余った予算で会員にクオカードを配布するのはどうか。	コロナ禍でイベント等の縮小、中止が続いておりますが、会員の安全を第一に、可能なところで事業を継続させていただきます。 次年度以降、御指摘の意見を踏まえ、福利事業のあり方について、委員の皆様のお意見を伺いながら進めてまいります。
松下委員	①『吹田市勤労者福祉共済の収支について(資料4)』の「歳出の事務費」について、令和元年度2,200人の一人当たりのコストと令和2年度2,800人の1人当たりのコストと比べて、2倍近く増加している点が気になる。ただ、昨年度が少なかったということであれば問題はない。 また、共済にゆーすの印刷製本費は従前とおるか。	『吹田市勤労者福祉共済の収支について(資料4)』の「歳出の事務費」について、令和元年度までは決算額、令和2年度以降は同年度の予算額を計上しています。令和2年度の予算額は、前年度予算の事務費『1,256,000円』を、令和2年度予算作成時点で、予想された被共済者数の増加率で算出した額です。昨年度の決算額と比較すると、御指摘のとおりです。 共済にゆーすの印刷製本費については、御指摘のとおり、部数を変更しておりませんので、費用は増加しません。

委員名	意見	事務局案
松下委員	<p>②『コロナ感染症の拡大による影響を受けた福利事業(資料5)』を踏まえ、福利事業の見直しを行わざるを得ないと思われる。府県をまたぐイベントやディスタンスが求められるイベントなどを見合わせ、返金等の事務を軽減させながら、皆で考えていくしかない。表にあるハイクラスなホテルでは危機管理もできており安心。</p>	<p>『共済にゅーす6月号』でオリンピア(新阪急ホテル)を紹介しました。オリンピアはコロナ対策を万全にしての早期の再開を目指していましたが、結果的に年内の再開を断念されました。これは、阪急阪神ホールディングス株式会社の決定事項で、阪急阪神ホールディングスグループ全体に及ぶとのことでした。</p> <p>御指摘にあるようなホテルのバイキング以外のレストランも含めて、今後の福利事業の検討を進めてまいります。</p>
	<p>③共済にゅーすの印刷について、委員の印刷会社をお願いするのはどうか。枠外に印刷業者名を印字することで、企業PRになるので印刷コストの軽減につながる。</p>	<p>当該事業は吹田市勤労者福祉共済条例に基づく市事業であり、地方公共団体における契約方式は、競争入札が原則となり、例外的に随意契約を選択する際には関係法令に基づき、公正かつ統一的に行う必要があります。</p>
	<p>④各委員のお力を受けて、コロナに対応するような機器(空気清浄機など)やテレワーク等の自宅での業務が増える中でのスキンケア(働く女性をターゲット)など、福利事業に取り入れてはどうか。</p>	<p>したがって印刷を直接お願いすることはできませんが、各委員の紹介を兼ねての事業の紹介や、各委員の事業所の協力を得て、松下委員からの御提案が実現できるかどうか、委員の皆様からご意見をいただきたいと思えます。</p>
	<p>⑤委員報酬について、会社からも業務取扱として給与をいただいています。吹田市活性化のために任命されておりますので、無償で結構です。法的にお支払いの義務等があるのであれば、法人への振込または、毎月700円の掛金免除でいいかと思えます。</p>	<p>当運営委員会は、吹田市勤労者福祉共済条例で設置されている審議会にあたります。一方で、労働基準法第7条に、労働者の公民権行使の保障が謳われており、当運営委員会はその条項の中にある「公の職務」にあたります。したがって、事務局としては、各委員が働いている時間帯に、運営委員会を開催し、報酬をお支払いするのは問題ないと解釈しています。</p> <p>事務局としましては、従来のおおりに、報酬をお支払いさせていただくということで、御了承いただきたくお願い致します。</p>

別紙